

## 第2水源濁度計更新工事

---

## 総括表

工事名	第2水源濁度計更新工事		
施工場所	東藻琴		
施工期間	2025年11月14日	～	2026年3月20日
省庁名	電気通信	発注元	
工事コード			
工事価格	4,950,000 円	請負工事価格	
工事内容	レーザー濁度計 1基		
備考欄			

## 設計内訳書

第2水源濁度計更新工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量		単価		金額	摘要
機器費	式		1				内-1号 3頁
材料費	式		1				内-2号 4頁
一般労務費	式		1				内-3号 5頁
直接工事費(機械経費、総合試運転費、仮設費除く)	式		1				
直接経費	式		1				
機械経費(率)	式		1				
総合試運転費(率)	式		1				
仮設費(率)	式		1				
直接工事費計	式		1				
間接工事費	式		1				
共通仮設費(率)	式		1				
共通仮設費計	式		1				
純工事費	式		1				
現場管理費	式		1				

## 設計内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量		単価		金額	摘要
据付(技術者)間接費	式	1					
据付(機器)間接費	式	1					
据付間接費							
据付工事原価	式	1					
工事原価	式	1					
一般管理費等	式	1					
一般管理費等計	式	1					
工事価格	式	1					
消費税相当額	式	1					
請負金額	式	1					

一式当たり内訳書  
( 内-1号 )

一式当たり内訳書  
( 内-2号 )

## 材料費

一般労務費

一式当たり内訳書  
( 内-3号 )

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
水質監視装置 撤去(不使用) 1架目	架	1			代-2号 7頁	[WE435100]
水質監視装置 新設 1架目	架	1			代-3号 8頁	[WE435100]
水質自動監視装置調整 監視装置 準正なし 無線機なし	局	1			代-4号 9頁	[WE435200]
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径20mm	m	4			代-5号 10頁	
硬質塩化ビニル管TS継手工 据付 呼び径20mm	口	13			代-6号 11頁	
検水ポンプ 撤去	基	1			代-7号 12頁	
検水ポンプ 据付	基	1			代-8号 13頁	
計						

參考資料

( 代-1号 )

1式当たり

配管材料

水質監視装置 撤去(不使用)

1架目

參考資料

( 代-2号 )

1 架当たり

參考資料

## 水質監視装置 新設 1架目

( 代-3号 )

1 架当たり

## 水質自動監視装置調整 監視装置 補正なし 無線機なし

參考資料

(代-4号)

1局当たり

參考資料

硬質塩化ビニル管据付工  
呼び径20mm

代-5号

10 m当たり

參考資料

硬質塩化ビニル管TS継手工 据付  
呼び径20mm

( 代-6号 )

2 口当たり

參考資料

( 代-7号 )

1基当たり

## 参考資料

( 代-8号 )

1基当たり

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
電工	人					[R7.3]
諸 雜 費	式				調整金	
計						
1 基 当り						

### 經 費 条 件 表

網走市水道部

第2水源濁度計更新工事

# 特記仕様書

## 第1節 一般事項

### 1. 適用範囲

本仕様書は、第2水源濁度計更新工事に適用する。

但し、当該工事の内容に関する設計図に記載されている事項が本特記仕様書（以下仕様書と略す）と相違ある場合は、すべて仕様書による。

なお、仕様書および設計図に明記なきものは監督員の承諾を得るものとする。

### 2. 提出図書

（1）書類等の様式は、原則として発注者「甲」の様式によること。

（2）提出部数は、監督員の指示する部数とする。

### 3. 関係法令等の運用

#### （1）関係法令等の遵守

受注者は、工事施工にあたり工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに諸法令への運用・適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

#### （2）関係官公署への許認可申請

工事施工のため必要な関係官公署、その他の者に対する諸手続は、受注者において迅速に処理しなければならない。

関係官公署、その他の者に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けた時は遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

#### （3）労働関係法規の遵守

受注者は、工事施工に際して労働関係法規を守り、労働関係官庁に対して一切の責任を負うものとする。

#### 4. 疑義

仕様書等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈および本工事施工の細目については、監督員の指示に従わなければならない。

#### 5. 事前調査

受注者は、工事着手にさきだち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分実状把握のうえ工事を施工しなければならない。

#### 6. 技術員派遣

受注者は、工事に当り、機器据付、試運転等に必要な技術員および特殊技術を要する作業には、熟練者を派遣してこれを行うものとする。

#### 7. 下請負の注意

受注者は、工事を一括下請けさせてはならない。

但し、やむを得ない理由により下請者に付する場合は、事前に監督員の承諾を得る他、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事の施工につき総合的に企画・指導および調整すること。
- (2) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。

#### 8. 検査および試験

検査および試験は、現場検査および官庁検査の3種類とする。

なお、詳細については、第6章を参照し、監督員と打ち合わせて決定する。

#### 10. 設計変更

工事施工の結果、数量並びに材質に差異を生じた場合は受注率を考慮し設計変更を行うものとする。

但し、軽微な変更についての設計変更は行わないものとする。

## 11. 試験（調整）運転

### （1）試運転調整

受注者は、工事完了後、関連土木、建築工事および機械設備工事の施工業者と連絡を密に取り設計機能が完全に発揮されるまでの間、施設全体の試運転調整に協力する義務を負うものとする。

### （2）運転指導

受注者は、工事対象物の設備について、工期内の総合試運転調整終了、その取扱いについて実施指導を行う義務を負うものとする。

## 12. 打合せ会議

受注者は、監督員が主催する工程、設計および検査等の打合せ会議に必ず出席しなければならない。

## 第2節 共通事項

### 1. 承諾図書の提出

受注者は、設計図書に従い、必要に応じ現場実測を行ったうえ、承諾図書および監督員の要求する資料等を必要部数提出すること。

### 2. 保証

納入機器の保証期間は、工事完成後2年とし、この期間中の取扱いの過誤又は天災等による故障が発生したときは、受注者はすみやかに修理または取替えを行わなければならない。

### 3. 関連規程等の適用

受注者は、仕様書に記載する各種工事を下記の関係規程等に従い、誠実にしてかつ完全な施工を行うものとする。

- (1) 電気事業法
- (2) 電気工事士法
- (3) 電気工事業の業務の適正化に関する法律
- (4) 電気通信事業法、有線電気通信法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 建築基準法
- (7) 消防法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) 計量法
- (10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (11) 日本産業規格（JIS）
- (12) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (13) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (14) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- (15) 日本蓄電池工業会規格（SBA）
- (16) 日本電力ケーブル接続技術協会規格（JCAA）

- (17) 日本国内燃力発電設備協会規格（N E G A）
- (18) 日本計量機器工業連合会規格（J M I F）
- (19) 内線規程
- (20) 電力会社電気供給約款
- (21) その他関連法令、条例および規格
- (22) 建築設備耐震設計・施工指針

#### 4. 施工およびその基準

##### (1) 仮設物

- ア. 受注者詰所、工作小屋、材料置場、便所などの必要な仮設物を設ける場合は、設置位置その他について監督員の承諾を受けること。
- イ. 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物および仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造又は不燃材料などでおおい消火器を設けること。
- ウ. 工事用足場等を設ける場合は、堅ろうかつ安全に設け常に安全維持に注意すること。
- エ. 前記各項の仮設物などに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

##### (2) 機械器具、材料の選定および製作

- ア. この工事に使用する機械器具および材料は、監督員の承諾する業者の製品とし、同種製品の同種部品は、完全な互換性のあるものでなければならない。
- イ. 日本産業規格（J I S）に制定されているものは、これに適合し、かつ電気用品取締規則の適用を受けるものは、型式承認済のものを使用するのは勿論、設置地区電力会社が型式を制定したものは、これによらなければならない。

##### ウ. 現場組立および調整

現場組立および調整試験については、特に熟練した技術者を派遣し、組立調整試験を行うこと。

## 5. 施工の点検および立会

- (1) 施工後に検査が不可能もしくは、困難な工事、又は調合を要する場合で監督員の指示するものは監督員の立会を受けること。
- (2) 各工事は、それぞれの工程において監督員の点検を受けるものとする。

## 6. 荷造りおよび輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全におこない、天地無用の品にはその旨を明記し、適當なる転倒防止の対策を講じるものとする。

## 7. 障害物件の取扱い

工事中、障害物件の取扱いおよび取壊しの処置については、監督員の指示又は承諾を受けるものとする。

## 8. 施設の保全

既設構造物を汚染およびこれ等に損傷を与えたときは受注者の責任で復旧しなければならぬ。

## 9. 工事用電力および用水等

- (1) 工事用および検査に必要な電力、用水およびこれに要する仮設材料は、受注者の責任で処理しなければならない。（工期当該月末までの期間とする。）
- (2) 試運転および調整等に要する機械油、グリース、燃料等一切の油脂類（容器とも）は受注者の負担とするものとする。

## 10. 工事対象物の管理義務

工事が完成し、引渡し完了まで工事対象物の保管責任は受注者に帰属するものとする。

## 11. 跡片付け

工事終了後、受注者は、監督員の指示に従いすみやかに不要材料、仮設物、器具、機械類を撤去し、跡地を整地清掃するものとする。

## 12. その他

(1) 受注者は、仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上、技術上当然必要と認められる個所は受注者の責任において行わなければならない。

### (2) 軽微な変更

本工事施工中、構造物、機械設備等の関係におこる器具の位置変更、配線経路変更等の軽微なる変更（以下「軽微な変更」という）は施工設計図を提出し、監督員の承諾を得て変更することができます。

但し、この場合においては、受注金額の増減はおこなわないものとする。

### (3) 電気機器等の仕様変更

仕様書に記載されている仕様を変更する場合は、監督員に変更理由および性能等の資料を提出し、承諾を得た場合のみ使用することができる。





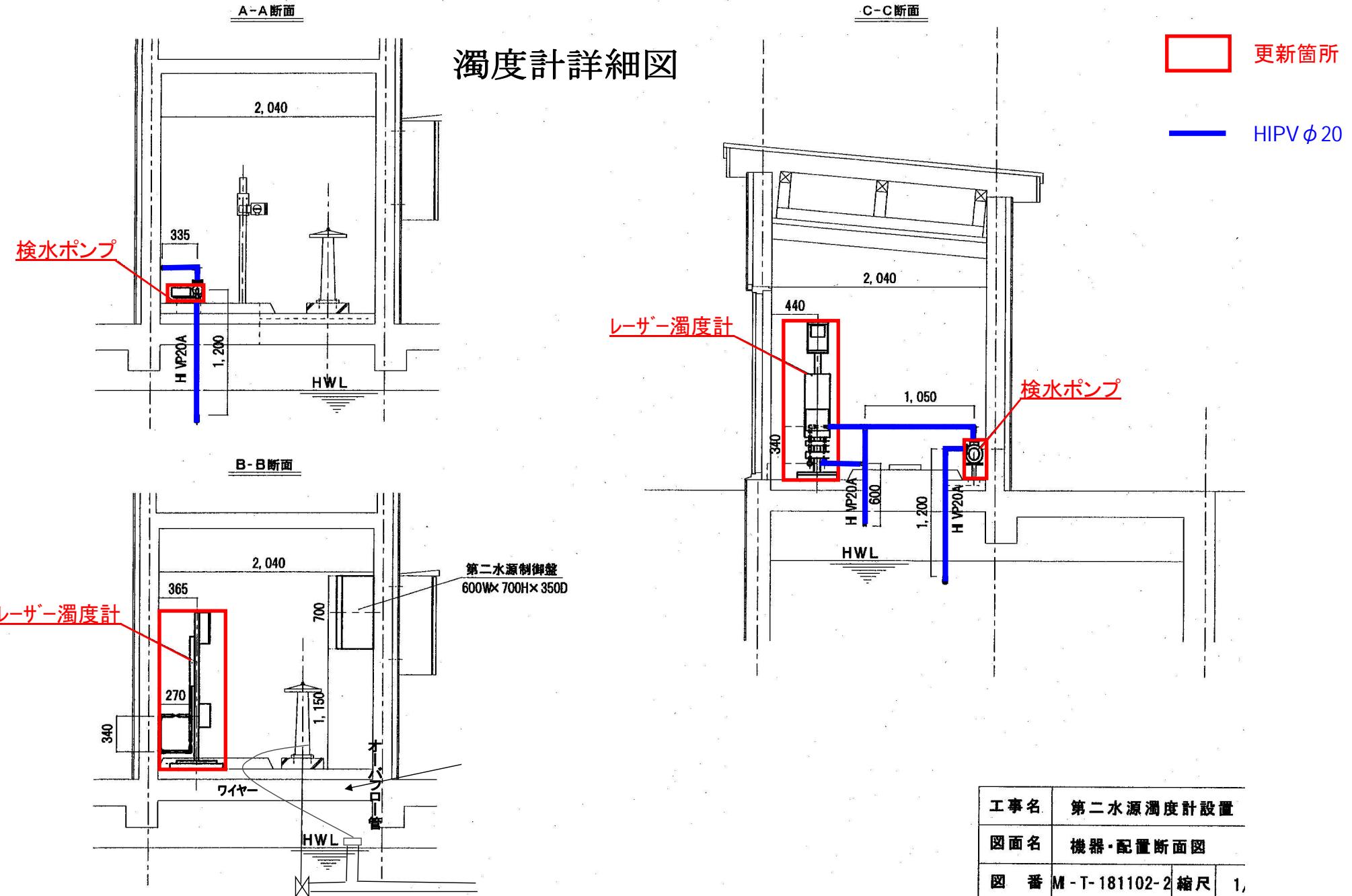
特記仕様書

機器名称 レーザー濁度計

		整理番号	1	数量	1基
準 技 規 格					
	測定対象 ろ過水、浄水				
	濁度測定方式 半導体レーザー散乱光干測定方式				
	光源 半導体レーザー				
	測定範囲 0~2				
	測定単位 度				
	濁度表示 0.0000~2.0000度				
	試料水条件 温度：0~40°C（凍結しないことおよび、結晶、個体とならないこと） 流量：製品流入量0.5~1.0L/min、検出器部流量50±2mL/min 圧力：0.05MPa以上、0.3MPa以下				
仕 様	粒子：100 μ m径以上の濁質を含まないこと 電源 100VAC±10% 50/60Hz 消費電力 約10W 絶縁抵抗 20MΩ 以上 構造 屋内自立防滴形 外形寸法 概寸 W380×D520×H1500mm				
主要部材質					
付 属 品	・その他必要なもの 一式				
使 用 条 件	使用目的 運転操作設備 使用条件 標準使用状態 設置場所 屋外、屋内				
参 考 図	有 (別紙 ) • <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
製作者指定 ・登録	有 (別紙 ) • <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
工 場 檢 查	社内、立会、公的機関				
制 約 事 項					
備 考					

**位置図**





## 濁度計詳細図

